

平成30年12月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1. 諮問日等

(1) 諮問日

12月27日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法研修所教官が作成した、修習状況視察報告書（直近のもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、10月30日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法研修所教官は、修習状況の視察を行うことはあるものの、その視察は各教官が担当するクラスの指導に関わるものであり、事務局やその他の者に対し報告を要するものではない。

したがって、本件申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

また、最高裁判所内において本件申出に係る文書を探索したが、存在しなかった。

イ よって、本件申出に係る文書は作成又は取得しておらず、原判断は相当である。